

公 示 送 達 書

結城市公示第114号
令和8年 6月25日

茨城県結城市長 小林 栄



下記の送達書類は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び結城市税
条例（昭和57年結城市条例第16号）第6条の規定により公示する。

なお、送達書類は、当市収納課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

記

送達を受けるべき
者の氏名又は名称

氏 名

BUI TRUNG

送
達
す
る
書
類

督促状（市・県民税・森林環境税 令和6年度随時期）

注
意
事
項

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過
したときに、書類の送達があったものとみなす。

公示日より起算して7日を経過した日

令和8年7月2日